

# 児童福祉審議会を活用した子ども権利擁護対応ガイドライン ～都道府県・政令指定都市・児童相談所設置市向け～ 概要 ①

参考 1

## 子ども権利擁護部会の設置(第2章)

### ■児福審に「子どもの権利擁護部会」(仮称)の設置

- 委員選定:  
子どもの権利擁護はじめ児童福祉全般に精通した者(学識経験者、弁護士、医師、心理職、児童福祉職、児童福祉施設等経験者)
- 委員の職務・機能:  
子どもの意見表明や関係機関からの申立について調査、審議
- 子ども権利擁護調査員(仮称)の配置:  
調査権限、委員からの業務の監督指示等
- 事務局:部会の庶務  
  
※独立性、第三者性の担保

## 子ども意見表明支援員の配置(第3章)

### ■子どもの意見表明を支援する「子ども意見表明支援員」(通称:子どもアドボケイト)の配置

- 役割:  
施設等を巡回、啓発、意見聴取、子どもの意見表明の支援、子どもの意見の代弁等
- 配置の方法(法人・個人):  
独立性確保のため外部委託を基本
- 支援員への研修
- 守秘性  
  
※子どもの権利擁護調査委員とは併任しない

## 児福審への子どもの意見表明及び関係機関の申立・申出の進め方(第4章)等

### ■子どもによる意見表明の進め方 (P3左図参照)

- 権利擁護の対象:児童相談所の支援に関わる全ての子ども(支援・保護を行って欲しかったのにされなかった場合を含む)
- 前提条件:子どもの意見表明権についての啓発、地方自治体の理解、体制整備等
- 意見表明の受付窓口の整備・周知、障害児等への合理的配慮
- 子どもによる意見表明支援員の呼び寄せ、支援員によるアウトリーチ
- 児福審が審議する範囲:措置等への不服、入所中や一時保護中の不満・問題、在宅指導中の支援への不満・問題
- 受付からの流れ:受付、事前調査、部会の準備・審議・意見具申、対応の確認、報告等

### ■関係機関が児福審へ申立・申出する場合の進め方

(P3右図参照)

- 申立・申出の範囲:特定の児童の措置等への不服(措置等がされなかった場合等を含む)
- 関係機関の例:学校関係者、医療機関、要対協構成メンバー、児童福祉施設、里親、親族等
- 進め方:関係機関による申立・申出、事実関係の調査、部会の開催、意見具申、対応の確認、報告等

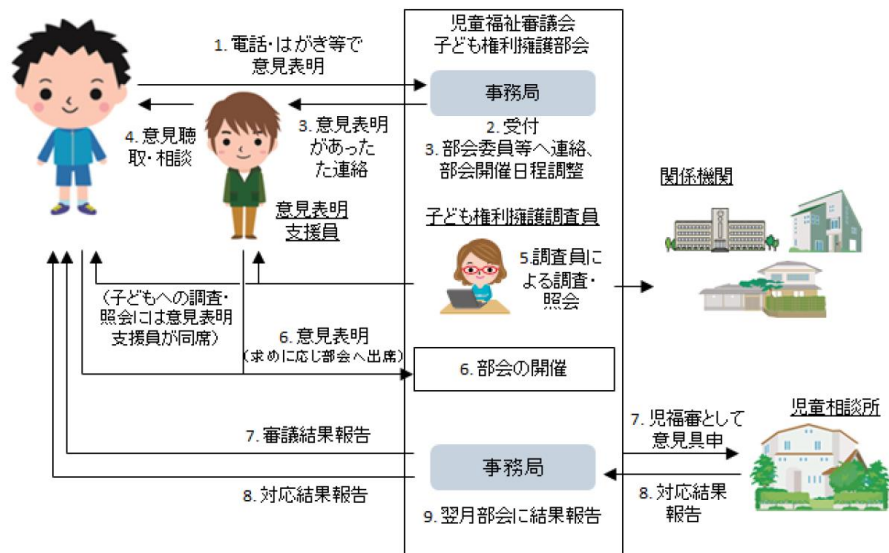
### ■モニタリング、活動評価

- 活動報告書の作成と公表、事業評価

# 児童福祉審議会を活用した子ども権利擁護対応ガイドライン ～都道府県・政令指定都市・児童相談所設置市向け～ 概要 ②

## ＜児福審を活用した子どもの意見表明モデルの例＞

※電話・はがき等で意見表明する場合



※子どもの意見表明の流れとしては、上記のほか、施設職員等に依頼して意見表明支援員を呼び寄せるモデルがある。  
※意見表明支援員は、定期的に施設や一時保護所を巡回し、児福審の意見表明窓口や意見表明の仕組みについて啓発活動を行う。

### 1. 子どもの意見表明

意見表明ができる窓口を設置・周知。子どもが意義と仕組みを理解。

### 2. 受付

### 3. 意見表明があった連絡等

### 4. 意見表明支援員による意見聴取

子どものプライバシーが保てる外部の場所で面会する等の工夫が必要。

### 5. 事前調査

調査員は、支援員や関係機関に調査。子どもに調査を行う場合、支援員同席のもとで実施。

### 6. 子ども権利擁護部会の開催

原則非公開。子どもに意見聴取する場合は、支援員が、子どもの発言を補足したり、助言する等補助。

### 7. 意見具申・検討結果の伝達

審議の結果を子どもが納得できるよう丁寧に説明。

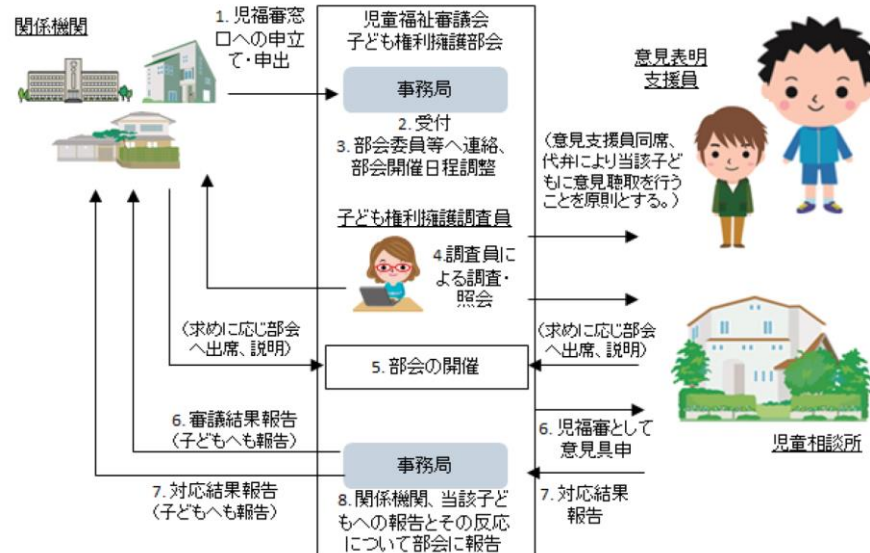
### 8. 児相等の対応結果の説明

子どもに対応結果を報告。

### 9. 子ども権利擁護部会への報告

子どもへの報告とその反応を報告。

## ＜児福審を活用した関係機関の申立て・申出モデルの例＞



※ 申立の範囲：児相の措置等に関する不服（子どもが不利益を被る場合）

### 1. 関係機関の申立て

学校関係者、医療機関、要対協メンバー、児童福祉施設、親族等が申立。

### 2. 受付

### 3. 申立があった連絡等

### 4. 事前調査

調査員は、関係機関や子ども等に調査。支援員同席・代弁により、子どもに意見聴取を行うことが原則。

### 5. 子ども権利擁護部会の開催

### 6. 意見具申・検討結果の伝達

### 7. 児相等の対応結果の説明

### 8. 子ども権利擁護部会への報告